

●法制度や裁判例、行政の許認可権を背景にした、指導という形での実質的強制力を伴う社会構造の革新。最近では、経済活動のグローバル化と共に、外圧も構造変革を迫る第3の勢力として、無視できない存在になって来ています。折しも、移転の是非を巡って衆目を集めている豊洲市場問題も、03年2月に施行された土壌汚染対策法（通称「土対法」）を基軸にしており、それが80年（昭和55年）に制定され86年改正により「スーパーファンド法」（以下、SF法と略称）と通称される事となった米国の「環境対策・補償・責任法」を下敷きにしたものであるという事実は、制定の背後事情、外圧の影を物語る格好の事例と云えるでしょう。●土地神話が根強く残る日本では、地価は資産に直結する重要な評価基準であり、その地価の下落は個々の人生だけでなく、公の財政にまで影響を与える、非常に重要な要素の一つとなっています。土壌汚染・地下水汚染等について法整備が行き届いていなかった当時、関係法令を導入するに当り、専ら参考としたのがSF法であった事は紛れもない事実ですが、これを別角度から見てみると、法人の決算上、土壌汚染がある場合、その除去費用は負債に計上されるという仕組みが機能する事となり、法制定に米国が積極的に協力した背景には、日本企業の買収、土地買収をやりやすくする為の深謀遠慮が働いていたのではないかと、とする説が一部でまことしやかに囁かれていた事もあります。●その後十数年、近頃では「インターバル休憩制度」＝退社時間から翌日の出社時間まで一定のインターバルを設け、Work Life Balanceの適正化を図りつつ、長時間労働を抑制しようという仕組み＝の導入を、欧州諸国から強く求められているという現実があります。勤勉な上、滅私奉公の文化が色濃く残る日本と同じ土俵で経済戦争を行う為には、同じ条件を飲ませなければ、圧倒的に彼らが不利になるからであり、有給休暇の取得促進に熱心なのは労組でも当局でもなく、実は海外勢なのではないかと思われる節さえあるのです。●他方、金融分野における圧力の存在にも、注意する必要があります。昨年、OECDの幹部が来日した折り、日本の金融事情についてやり取りが為された際、第一次金融再編以後、国内の金融機関に一行の破綻も起きていないという話題に話が及び、OECD側は「日本は本当に資本主義国なのか？もしそうであれば、デフレ経済が長期化する中、破綻行が一つもない一等と云う事態はあり得ない。国が、銀行救済措置をとり続けている＝金融円滑化法をはじめとする、社会主義的国家管理の下に銀行支援措置を行い続けている＝のではないかと、として大いなる疑義を呈したそうです。そして、それに対する日本側の答えが「金融検査マニュアル」の廃止とリレーションシップバンキング（地銀の地域経済発展に向けた支援）の再開＝ローカルベンチマークとして衣替え＝だとされています。経産省が音頭を取り、既に10年の余も笛を吹いてきたにも拘らず、検査マニュアルを拠り所として横一線で歩調を合わせ、ひたすらリスク回避型の融資に終始し、誰も本気で踊ろうとしなかったリレバン。人口減による経済規模縮小に歯止めが掛からない中、金融庁によるこうした梯子外し（マニュアル依存を脱脚し、自己責任による融資に方向転換せよーという金融機関への決別宣言）は、一種の強制的均衡策と考える事ができます。●かたや賃上げを迫り、かたや資金融通に拍車をかける一官主導の半強制的な演出は、広言してしまった「お題」が「景気回復＝経済成長の第一歩」だったからだとしても、これまでの経緯を見る限り、その実現可能性は極めて低いと云わざるを得ないのです。

